

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問2（情）第6号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和2年6月30日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県における「令和元年度実施教員採用選考試験」（あるいはそれに相当する名称）に関する行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり、令和2年度（令和元年度実施）広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験（以下「本件選考試験」という。）に関する行政文書を特定した上で、開示決定等を行い、それぞれ令和2年8月25日付けで審査請求人に通知した。

(1) 行政文書部分開示決定

ア 対象文書

- (ア) 第1次選考試験選考基準
- (イ) 第2次選考試験選考基準
- (ウ) 実技評価表
- (エ) グループワーク評定票
- (オ) 面接試験（集団面接）評定票
- (カ) 面接試験（個人面接）評定票
- (キ) 模擬授業試験評定票

イ 不開示理由

条例第10条第6号に該当

(2) 行政文書不開示決定

ア 対象文書

- (ア) グループワーク実施要領
- (イ) 面接試験（集団面接）実施要領
- (ウ) 模擬授業試験実施要領
- (エ) 面接試験（個人面接）実施要領

イ 不開示理由

条例第10条第6号に該当

(3) 行政文書不開示決定（不存在）

ア 対象文書

- (ア) 論文試験の問題
- (イ) 試験時間，集団面接の方法並びに問題及び試験結果の開示についての対応に係る情報

イ 上記アの行政文書を保有していない理由
作成又は取得していないため

(4) 行政文書開示決定

・ 対象文書

別紙 基本的な問題構成等【中学校国語，外国語，高等学校国語，外国語を除く中学高校各教科】

3 審査請求

審査請求人は，令和2年9月6日付けで，上記2(1)の行政文書部分開示決定及び(2)の行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により，実施機関に対し審査請求を行った。

4 本件処分の一部の変更

実施機関は，本件審査請求を踏まえ，本件処分のうち上記2(1)の行政文書部分開示決定で不開示とした一部の情報については，開示しても教員採用候

補者選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと判断したとして、次のとおり本件処分の一部を変更し、令和2年11月13日付けで審査請求人に通知した。

(1) 対象文書

面接試験（個人面接）評定票のうち「面接試験（個人面接）評定票（A）」及び「面接試験（個人面接）評定票（B）」

(2) 新たに開示する部分

「職務経験の内容」の一部

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、上記第2の2(1)ア及び(2)アの対象文書（以下「本件対象文書」という。）の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

不開示部分について、個人情報に関すること以外の部分については、全て公開するものとする。同様の議論は既に静岡県でなされているため、静岡県情報公開審査会の平成17年10月25日付け答申を付し、これら主張を援用する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 第1次選考試験選考基準

- (1) 第1次選考試験選考基準は、本件選考試験の第1次選考試験（以下単に「第1次選考試験」という。）の合格者を選考するに当たっての具体的な選考基準を示したものであり、「令和2年度（令和元年度実施）広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験〈第1次選考試験合格者選考基準〉」

を表題とする文書（以下「第1次選考基準1」という。）に「選考対象」,
「選考方法」,「配点」,「個人面接, 集団面接及びグループワークの評定」,
「合格者数」及び「一定の基準に達しない場合について」に係る情報が,
「令和2年度（令和元年度実施）広島県・広島市公立学校教員採用候補者
選考試験「グローバル人材を対象とした特別選考【外国人留学生等】」の別
枠選考方法」,「令和2年度（令和元年度実施）広島県・広島市公立学校教
員採用候補者選考試験「障害のある者を対象とした特別選考」の別枠選考
方法」及び「令和2年度（令和元年度実施）広島県・広島市公立学校教員
採用候補者選考試験「社会人を対象とした特別選考」の別枠選考方法」を
表題とする文書（これらの文書を総称して以下「第1次選考基準2」とい
う。）に「採用人数」,「試験項目」,「志願者数」及び「選考方法」に係る情
報が記載されている。

これらの情報のうち不開示としたのは、第1次選考試験選考基準1に記
載されている「配点」,「個人面接, 集団面接及びグループワークの評定」
及び「一定の基準に達しない場合について」である。

- (2) 「配点」には、第1次選考試験の試験項目である「教職に関する専門教
育科目」,「教科（養護・栄養）に関する専門科目」,「個人面接（スポーツ
実績のある者を対象とした特別選考のみ）, 集団面接」及び「グループワ
ーク」の各配点が記載されており、不開示としたのは、「個人面接（スポーツ
実績のある者を対象とした特別選考のみ）, 集団面接」及び「グループワ
ーク」の各配点である。

各配点は、採点の基準に応じた配点のウェイトを示すものであり、この
ような選考に係る詳細な基準を公開すると、受験者が高得点を得るための
偏った受験対策を講ずることが十分に予想される。その結果、受験者の資
質や教員としての適性を正確に判断し、教員としてふさわしい人物を採用
することが困難となり、公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすお
それ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるた
め、条例第10条第6号イ及びニに該当する。

- (3) 「個人面接, 集団面接及びグループワークの評定」には、具体的な配点
に係る説明, 評定区分及び点数換算の方法に関する情報が記載されており、

不開示としたのは、評定区分及び点数換算の方法に関する情報が記載された部分である。

これらの不開示とした情報は、選考試験を行うに当たり、評価の方法は人事上の評価をする際の判定方法を示すものであり、このような人事管理における具体的な評価の方法が開示されれば、公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第10条第6号イ及びニに該当する。

- (4) 「一定の基準に達しない場合について」には、一定の基準に達しない場合に関する具体的な選考基準の内容が記載されており、不開示としたのは、具体的な選考基準の全てが記載された部分である。

この部分は、「一定の基準に達しない場合について」の具体的な取扱いに関するものであり、これを開示することにより受験者に無用な混乱を招くこと、また、受験者が苦手な科目について一定の基準をクリアすれば良いといったような偏った受験対策を講じることが予想され、その結果、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断し、教員としてふさわしい人物を採用することが困難となり、公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第10条第6号イ及びニに該当する。

また、広島県情報公開・個人情報保護審査会（第4において以下「審査会」という。）による平成27年1月5日付け答申（諮問25(情)第17号。以下「答申1」という。）においても、上記(2)、(3)及び(4)の不開示情報については、不開示が妥当であると答申されていることから、同様に不開示とすることが妥当である。

2 第2次選考試験選考基準

- (1) 第2次選考試験選考基準は、「令和2年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験〈第2次選考試験採用候補者名簿登載者選考基準〉」を表題とする文書（以下「第2次選考基準1」という。）に「基本原則」、「採用候補者名簿登録者数」、「配点」、「面接試験及び模擬授業の評定」、「選考方法」及び「一定の基準に達しない場合について」に係る情報が、「令和2

年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験《現職教員を対象とした特別選考試験 採用候補者登載者選考基準》」を表題とする文書（以下「第2次選考基準2」という。）に「基本原則」、「採用候補者名簿登載者数」、「選考試験の評価」及び「選考方法」に係る情報が、「令和2年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験（第2次選考）「障害のある者を対象とした特別選考」の別枠選考方法」を表題とする文書（以下「第2次選考基準3」という。）に「採用人数」、「試験項目」、「受験者数」及び「選考方法」に係る情報が、「令和2年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験《グローバル人材を対象とした特別選考【教職経験者（英語）】採用候補者登載者選考基準》」を表題とする文書（以下「第2次選考基準4」という。）に「基本原則」、「採用候補者名簿登載者数」、「受験者数」「選考試験の評価」及び「選考方法」に係る情報が記載されている。

これらの情報のうち不開示としたのは、第2次選考基準1に記載されている「配点」、「面接試験及び模擬授業の評定」及び「一定の基準に達しない場合について」並びに第2次選考基準2及び第2次選考基準4に記載されている「選考方法」である。

- (2) 第2次選考基準1に記載されている「配点」には、本件選考試験の第2次選考試験（以下単に「第2次選考試験」という。）の具体的な配点に係る説明、合計点及び配点のウエイトが記載されており、不開示としたのは、配点のウエイトである。

不開示とした理由は、上記1(2)と同様である。

- (3) 第2次選考基準1に記載されている「面接試験及び模擬授業の評定」には、具体的な配点に係る説明、評定区分（AからFまで）及び評定区分のAからFまでの各評語に係る具体的な点数が記載されており、不開示としたのは、点数換算の方法及び評定区分のAからFまでの各評語に係る具体的な点数の部分である。

不開示とした理由は、上記1(2)と同様である。

また、審査会による平成26年2月10日付け答申（諮問24（情）第106号。以下「答申2」という。）においても、上記(2)及び(3)の不開示情報については、不開示が妥当であると答申されていることから、同様に不開示とす

ることが妥当である。

- (4) 第2次選考基準1に記載されている「一定の基準に達しない場合について」には、一定の基準に達しない場合に関する具体的な選考基準の内容が記載されており、不開示としたのは、具体的な選考基準の全てが記載された部分である。

不開示とした理由は、上記1(4)と同様である。

- (5) 第2次選考基準2及び第2次選考基準4に記載されている「選考方法」には、一定の基準に達しない場合に関する具体的な選考基準の内容及び採用予定数が少ない校種、教科における選考方法が記載されており、不開示としたのは、一定の基準に達しない場合に関する具体的な選考基準の内容の部分である。

不開示とした理由は、上記1(4)と同様である。

3 実技評価表

- (1) 実技評価表は、第2次選考試験における実技試験において受験者を評価するための文書であり、「受験番号」、「氏名」、「得点」、「評価の観点」、「配点」、「評価」及び「採点上の注意」に係る情報が記載されている。これらの情報のうち不開示としたのは、「得点」、「配点」、「評価」及び「採点上の注意」である。
- (2) 「得点」、「配点」、「評価」及び「採点上の注意」は、実技試験における総得点、配点のウエイト及び実技に対する評価であり、これを不開示とした理由は、上記1(2)と同様である。

また、審査会による平成24年3月13日付け答申（諮問(情)第597号）においても、当該不開示情報については、不開示が妥当であると答申されていることから、同様に不開示とすることが妥当である。

4 グループワーク評定票

- (1) グループワーク評定票は、第1次選考試験の試験項目であるグループワークの評定結果を記載するためのものであり、「実施日」、「会場」、「評定者印」、「グループ」、「記号」、「受験番号」、「評定項目」、「評価の観点」、「具

体的評価を記入する欄」及び「総合評定」に係る情報が記載されている。これらの情報のうち不開示としたのは、「具体的評価を記入する欄」及び「総合評定」である。

- (2) 「具体的評価を記入する欄」及び「総合評定」は、人事上の評価をする際の判定方法を示すものである。

この情報は、受験者個々の所作に応じて個別に判定を行っているものであり、これを開示すると、何をどう評価するかという具体的な評価の基準が明らかとなり、その結果、受験者がそれを意識した偏った行動をとることにより、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になり、公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第10条第6号イ及びニに該当する。

また、答申1においても、当該不開示情報については、不開示が妥当であると答申されていることから、同様に不開示とすることが妥当である。

5 面接試験（集団面接）評定票

- (1) 面接試験（集団面接）評定票は、第1次選考試験における集団面接A及び集団面接Bの評定結果を記載するためのものであり、「実施日」、「試験場」、「グループ」、「評定者印」、「座席番号」、「受験番号」、「氏名」、「評定項目」、「評定」、「特記事項」、「人物総評」及び「総合評定」で構成されている。これらの情報のうち不開示としたのは、「評定」及び「特記事項」である。

- (2) 「評定」には、評価の方法に関する情報が記載されており、不開示としたのは、評定の表題部分を除いた具体的な評価の方法に係る情報である。

不開示とした理由は、上記4(2)と同様である。

- (3) 「特記事項」は、評価する際の観点を記述したものであり、不開示としたのは、特記事項を記載するための具体的な内容である。

この情報は、得点化がなじまないものを一定の裁量をもって評価するための基準であり、総合評価に関する情報である総合評定のAからFまでの各評語の説明と一体化した情報である。この情報を開示すると、受験者が

高得点を得るための偏った受験対策を講ずることが十分に予想される。その結果、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断し、教員としてふさわしい人物を採用することが困難となり、公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第10条第6号イ及びニに該当する。

6 面接試験（個人面接）評定票

- (1) 面接試験（個人面接）評定票は、第2次選考試験における個人面接A及び個人面接B、現職教員を対象とした特別選考試験における個人面接I及び個人面接II、社会人及びスポーツ実績のある者を対象とした特別選考試験並びにグローバル人材を対象とした特別選考試験【教職経験者（英語）】（以下単に「グローバル人材を対象とした特別選考試験」という。）における個人面接において受験者を評価するためのものである。個人面接A及び個人面接II（以下「A面接」という。）は、「実施日」、「試験場」、「校種・教科（科目）」、「受験番号」、「氏名」、「性別」、「評定者印」、「評定項目」、「着眼点」、「特記事項」、「総合評定」及び「人物総評」で構成され、個人面接B及び個人面接I（以下「B面接」という。）は、「特記事項」を除き、A面接と同様の項目のほか、「聴取事項」を加えた内容で構成され、社会人、スポーツ実績のある者を対象とした特別選考試験における個人面接（以下「C面接」という。）は、A面接と同様の項目のほか、「評定」及び「職務経験の内容」を加えた内容で構成され、グローバル人材を対象とした特別選考試験における個人面接（以下「D面接」という。）は、A面接と同様の項目のほか、「評定」及び「聴取事項」を加えた内容で構成されている。

これらの情報のうち、不開示としたのは、A面接については「着眼点」及び「特記事項」であり、B面接については、「着眼点」及び「聴取事項」であり、C面接については、「着眼点」、「評定」及び「特記事項」であり、D面接については、「着眼点」、「評定」、「聴取事項」及び「特記事項」である。

- (2) 「着眼点」

「着眼点」には、具体的な評価の観点及びこれに係る評価の方法並びに

評価項目が記載されており，これらの情報のうち不開示としたのは，評価の方法である。この情報は，選考試験を行うに当たり，評価の方法は人事上の評価をする際の判定方法を示すものであり，このような人事管理における具体的な評価の方法が開示されれば，公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため，条例第10条第6号イ及びニに該当する。

(3) 「聴取事項」及び「特記事項」

「聴取事項」は，選考に関する具体的な評価の基準が記載されており，不開示としたのは，この情報に関する項目及び具体的な内容である。

「特記事項」は，評価をする際の観点を記述したものであり，不開示としたのは，「特記事項」を記載するための具体的な内容である。

不開示とした理由は，上記5(3)と同様である。

(4) 「評定」

「評定」には，評定区分及び評定区分を決定するための記録部分が記載されており，不開示としたのは，評定の表題部分を除いた具体的な評価の方法に係る情報である。

不開示とした理由は，上記(2)と同様である。

また，答申2においても，上記(2)，(3)及び(4)の不開示情報については，不開示が妥当であると答申されていることから，同様に不開示とすることが妥当である。

7 模擬授業試験評定票

(1) 模擬授業試験評定票は，第2次選考試験，現職教員を対象とした特別選考試験及びグローバル人材を対象とした特別選考試験における模擬授業の評定結果を記載するためのものであり，「実施日」，「試験場」，「受験番号」，「評定者印」，「校種等」，「教科(科目)」，「氏名」，「性別(男・女)」，「評定項目」，「着眼点」，「総合評定」及び「総評」で構成されている。これらの情報のうち不開示としたのは，「着眼点」及び「総評」の一部である。

(2) 「着眼点」には，評価の方法及び評価項目が記載されており，これらの情報のうち不開示としたのは，評価の方法である。

不開示とした理由は、上記6(2)と同様である。

- (3) 「総評」は、評価する際の観点を記述したものであり、不開示としたのは、総評を記載するための具体的な内容である。

不開示とした理由は、上記4(2)と同様である。

また、答申2においても、上記(2)及び(3)の不開示情報については、不開示が妥当であると答申されていることから、同様に不開示とすることが妥当である。

8 グループワーク実施要領

- (1) グループワーク実施要領は、第1次選考試験の試験項目であるグループワークを実施するためのものであり、「実施方法」、「実施手順」及び「評価について」が記載されている。

- (2) 当該実施要領は、グループワーク評価者に対して行う事前説明会で配布し、グループワーク試験における具体的な評価方法や評価における留意事項等について説明を行うために用いるものである。

評価の方法については人事上の評価をする際の判定方法を示すものであり、また、評価における留意事項等については直接的に評価する方法を記載したものではないものの、試験委員への説明に使用する情報であるため、これらが開示された場合、説明会の形態及び試験内容の一部が明らかとなることにつながることから、このような人事管理における具体的な評価の方法が開示されれば、公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第10条第6号イ及びニに該当する。

9 面接試験（集団面接）実施要領

- (1) 面接試験（集団面接）実施要領は、第1次選考試験の試験項目である面接試験（集団面接）を実施するためのものであり、「実施方法」、「評価及び判定」、「質問例」等が記載されている。

- (2) 当該実施要領は、試験委員に対して行う事前説明会で配布し、面接試験における具体的な評価方法や評価における留意事項等について説明を行

うために用いるものである。

不開示とした理由は、上記 8 (2)と同様である。

10 模擬授業試験実施要領

- (1) 模擬授業試験実施要領は、第 2 次選考試験、現職教員を対象とした特別選考試験及びグローバル人材を対象とした特別選考試験の試験項目である模擬授業試験を実施するためのものであり、試験の「方法」、「評価及び評定」、「模擬授業委員の対応」等が記載されている。
- (2) 当該実施要領は、模擬授業試験委員に対して行う事前説明会で配布し、模擬授業試験における評価方法や留意事項等について説明を行うために用いるものである。

不開示とした理由は、上記 8 (2)と同様である。

また、答申 2 においても、当該不開示情報については、不開示が妥当であると答申されていることから、同様に不開示とすることが妥当である。

11 面接試験（個人面接）実施要領

- (1) 面接試験（個人面接）実施要領は、第 1 次選考試験、第 2 次選考試験、現職教員を対象とした特別選考試験及びグローバル人材を対象とした特別選考試験の試験項目である面接試験（個人面接）を実施するためのものであり、「実施方法」、「評定及び判定」及び「質問事例」等が記載されている。
- (2) 当該実施要領は、面接試験委員に対して行う事前説明会で配布し、面接試験における具体的な評価方法や評価における留意事項等について説明を行うために用いるものである。

不開示とした理由は、上記 8 (2)と同様である。

また、答申 2 においても、当該不開示情報については、不開示が妥当であると答申されていることから、同様に不開示とすることが妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件選考試験における次の行政文書である。

- (1) 第1次選考試験選考基準
- (2) 第2次選考試験選考基準
- (3) 実技評価表
- (4) グループワーク評定票
- (5) 面接試験（集団面接）評定票
- (6) 面接試験（個人面接）評定票
- (7) 模擬授業試験評定票
- (8) グループワーク実施要領
- (9) 面接試験（集団面接）実施要領
- (10) 模擬授業試験実施要領
- (11) 面接試験（個人面接）実施要領

実施機関は、本件対象文書には、条例第10条第6号に該当する情報が含まれているとして、当該部分を不開示とし、本件処分を行ったと説明している。

このうち、実施機関は、上記第2の4のとおり、面接試験（個人面接）評定票の一部の情報を開示しても本件選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと判断したとして、本件処分の一部を変更し開示している。

このため、当審査会では、実施機関がなお不開示とすべきとしている部分について、以下、判断する。

2 本件処分の妥当性について

条例第10条第6号は、「県の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とするべき情報として規定し，その典型的なものとして同号にイからホまでが掲げられている。

実施機関は、本件対象文書で不開示とした部分を開示することにより、同条第6号に掲げるおそれのうち、「イ 監査，検査，取締り，許可，認可，徴税又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違

法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」及び「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると説明している。

本件対象文書は、全て本件選考試験に係る行政文書であるが、それぞれ独立したものであることから、各文書について、同条第6号該当性の検討を行う。

(1) 第1次選考試験選考基準

ア 本件対象文書のうち第1次選考試験選考基準（以下「本件対象文書A」という。）は、第1次選考試験の合格者を選考するに当たっての具体的な基準を定めるために、実施機関が作成した文書である。

本件対象文書Aのうち、第1次選考基準1は、「1 選考対象」、「2 選考方法」、「3 配点」、「4 個人面接、集団面接及びグループワークの評定」、「5 合格者数」及び「6 一定の基準に達しない場合について」に係る情報で、第1次選考基準2は、「1 採用人数」、「2 試験項目」、「3 志願者数」及び「4 選考方法」に係る情報で構成されている。

イ 実施機関は、これらの情報のうち、第1次選考基準1の「3 配点」の一部並びに「4 個人面接、集団面接及びグループワークの評定」及び「6 一定の基準に達しない場合について」に係る情報を不開示とし、その理由は、上記第4の1(2)から(4)までのとおり説明している。

ウ 当審査会は、本件請求に類似する事案の別件答申において、本件対象文書のような教員採用候補者選考試験に関する行政文書に記載されている情報のうち、評価の観点に係る情報については、実施機関が求める教員に必要とされる資質等を表したものであって、これを公表したとしても、実施機関が求める資質を伸ばすよう努力した受験者について選考を行うこととなり、選考試験の目的が損なわれるおそれはなく、むしろ、選考試験の目的によりかなうことになると考えられることから、評価の観点に係る情報は開示すべきであると判断してきた。

そして、評価の方法に係る情報については、それが選考に当たっての実施機関の具体的な評価の方法に関するものである場合、そのような情報を公にすると、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがある

ることは否定できないなどの理由によって不開示を妥当と判断してきたところである。

一方で、当審査会は、平成24年3月13日付け答申（諮問(情)第597号）の第5の「4 付言」において、「今後の社会情勢の動向や社会的な要請などを踏まえて、採用選考基準の公表内容の拡充などを検討し、より一層、採用選考の透明性の向上と公教育への信頼性の確保を推進していくことが望まれる」ことを述べ、実施機関に対し、教員採用候補者選考試験に関する情報公開の拡充についても要請している。

このようなことから、実施機関が引用する答申1の施行から現在までの時の経過や各都道府県の教員採用候補者選考試験における情報の公表状況を踏まえると、本件対象文書で不開示とされている情報が、選考に当たっての実施機関の具体的な評価の方法に関するものであっても、それを公にした場合の条例第10条第6号イ及びニに掲げるおそれの有無を改めて検討する必要があると判断したことから、以下、このような視点も含めた上で検討を行う。

エ 当審査会において、本件対象文書Aを見分したところ、「3 配点」に係る不開示部分には、第1次選考試験の試験項目である個人面接（スポーツ実績のある者を対象とした特別選考のみ）、集団面接及びグループワークの配点が記載されていた。

当該不開示部分は、配点によって試験項目ごとの重み付けを示したものであるから、評価の方法に係る情報ということができるものの、一方で、試験項目ごとに配分された点数という数値の側面から、実施機関が求める教職員像を表したものと捉えることもできるため、評価の観点に係る情報でもあるということができる。

また、当該不開示部分のような試験項目ごとの配点については、他の地方公共団体においても、少なからず公開されているところであり、そのことで具体的な支障が発生している事例は見受けられず、実施機関もそのような事例を把握していない。

そうすると、「3 配点」に係る不開示部分を公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用

事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

オ 次に、「4 個人面接，集団面接及びグループワークの評定」に係る不開示部分には，第1次選考試験の試験項目である個人面接，集団面接及びグループワークに係る評定区分及び点数換算の方法についての情報が表形式で記載されていた。

当該不開示部分のうち，まず，この表の左端の列及び1行目の情報は，試験項目の名称とその受験対象者を示したものであって，平成32年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験実施要項（以下「受験者向けの実施要項」という。）で公表されている。

そして，この表の2行目に記載されている情報のうち，試験項目ごとの評定区分に関する情報の一部は，既に他の本件対象文書で開示されているものである。また，その他の評定区分に関する情報については，評定方法として通常想定される範囲内のものと認められる。

次に，点数換算の方法に関する情報からは，2種類の情報を読み取ることができる。これらは，確かに，評価の方法に係る情報ではあるものの，一つ目の情報は，上記エで判断した「3 配点」に係る不開示部分の情報からすると，その内容は一般的なものであって，それが明らかになることで，本件選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすほどのおそれが生じるとは考えられない。また，二つ目の情報は，「3 配点」で既に開示されている情報から判明するものである。

そうすると，「4 個人面接，集団面接及びグループワークの評定」に係る不開示部分を公にしても，実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

カ 次に、「6 一定の基準に達しない場合について」に係る不開示部分には，第1次選考試験において，一定の基準に達しない場合の具体的な取扱いが記載されていた。

当該不開示部分には，第1次選考試験の選考基準として，試験項目，教科ごとに具体的な取扱いが記載されている。当該部分を公にすると，

受験者が特定の試験項目，教科に絞った受験対応を行うことが可能となり，そうすると，競争試験ではなく選考によって教員を採用するという本件選考試験の趣旨を損なうことにつながるため，実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあることは否定できない。

ただし，当該不開示部分のうち1行目から2行目までの部分については，当該情報が受験者向けの実施要項の6(1)の「選考の方法」で示されている「一定の基準に達しない試験項目等がある場合は，採用候補者名簿に登載されません」との内容を受けて記載された情報にすぎないことから，これを公にしたとしても，実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

キ 以上のことから，本件対象文書Aのうち，「6 一定の基準に達しない場合について」に係る不開示部分の3行目から13行目までの部分は，条例第10条第6号に該当し不開示とすることが妥当であるが，「3 配点」及び「4 個人面接，集団面接及びグループワークの評定」に係る不開示部分並びに「6 一定の基準に達しない場合について」に係る不開示部分うちの1行目から2行目までの部分は，開示すべきである。

(2) 第2次選考試験選考基準

ア 本件対象文書のうち第2次選考試験選考基準（以下「本件対象文書B」という。）は，本件選考試験の採用候補者を選考するに当たっての具体的な基準を定めるために，実施機関が作成した文書である。

本件対象文書Bのうち，第2次選考基準1は，「1 基本原則」，「2 採用候補者名簿登録者数」，「3 配点」，「4 面接試験及び模擬授業の評定」，「5 選考方法」及び「6 一定の基準に達しない場合について」に係る情報で，第2次選考基準2は，「1 基本原則」，「2 採用候補者名簿登載者数」，「3 選考試験の評価」及び「4 選考方法」に係る情報で，第2次選考基準3は，「1 採用人数」，「2 試験項目」，「3 受験者数」及び「4 選考方法」に係る情報で，第2次選考基準4は，「1 基本原則」，「2 採用候補者名簿登載者数」，「3 受験者数」，「4 選考試験の評価」

及び「5 選考方法」に係る情報で構成されている。

- イ 実施機関は、これらの情報のうち、第2次選考基準1の「3 配点」及び「4 面接試験及び模擬授業の評定」の一部並びに「6 一定の基準に達しない場合について」並びに第2次選考基準2の「4 選考方法」の一部並びに第2次選考基準4の「5 選考方法」の一部に係る情報を不開示とし、その理由は、上記第4の2(2)から(5)までのとおり説明している。
- ウ 当審査会において、本件対象文書Bを見分したところ、第2次選考基準1の「3 配点」に係る不開示部分には、第2次選考試験の試験項目ごとの配点が記載されていた。

当該不開示部分のような配点に係る情報は、上記(1)エで判断したとおり、評価の方法に係る情報といえることができるものの、一方で、試験項目ごとに配分された点数という数値の側面から、実施機関が求める教職員像を表したものと捉えることもできるため、評価の観点に係る情報でもあるといえることができる。

また、当該不開示部分のような試験項目ごとの配点については、他の地方公共団体においても、少なからず公開されているところであり、そのことで具体的な支障が発生している事例は見受けられず、実施機関もそのような事例を把握していない。

そうすると、第2次選考基準1の「3 配点」に係る不開示部分を公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

- エ 次に、第2次選考基準1の「4 面接試験及び模擬授業の評定」に係る不開示部分には、第2次選考試験の試験項目である個人面接及び模擬授業試験に係る点数換算の方法及び評定区分のAからFまでの各評定に割り当てられた点数についての情報が記載されていた。

当該不開示部分は、確かに、評価の方法に係る情報ではあるものの、上記ウで判断した「3 配点」に係る不開示部分の情報と同項で既に開示されている情報からすると、その内容は一般的なものであって、それが明らかになることで、本件選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすほどの

おそれが生じるとは考えられない。

そうすると、第2次選考基準1の「4 面接試験及び模擬授業の評定」に係る不開示部分を公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

オ 次に、第2次選考基準1の「6 一定の基準に達しない場合について」、第2次選考基準2の「4 選考方法」及び第2次選考基準4の「5 選考方法」に係る不開示部分には、第2次選考試験、現職教員を対象とした特別選考試験及びグローバル人材を対象とした特別選考試験において、一定の基準に達しない場合の具体的な取扱いが記載されていた。

当該不開示部分には、第2次選考試験等の選考基準として、試験項目、教科ごとに具体的な取扱いが記載されている。上記(1)カの判断と同様に、当該部分を公にすると、受験者が特定の試験項目、教科に絞った受験対応を行うことが可能となり、そうすると、競争試験ではなく選考によって教員を採用するという本件選考試験の趣旨を損なうことにつながるため、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあることは否定できない。

ただし、当該不開示部分のうち、第2次選考基準1の「6 一定の基準に達しない場合について」の1行目から4行目まで（3行目の4文字目から4行目の7文字目までの部分を除く。）の部分については、当該情報が受験者向けの実施要項の6(1)の「選考の方法」で示されている「一定の基準に達しない試験項目等がある場合は、採用候補者名簿に登載されません」との内容を受けて記載された情報にすぎないことから、これを公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

カ 以上のことから、本件対象文書Bのうち、第2次選考基準1の「6 一定の基準に達しない場合について」の3行目の4文字目から4行目の7文字目まで及び5行目から14行目までの不開示部分並びに第2次選考

基準2の「4 選考方法」に係る不開示部分並びに第2次選考基準4の「5 選考方法」に係る不開示部分は、条例第10条第6号に該当し不開示とすることが妥当であるが、第2次選考基準1の「3 配点」及び「4 面接試験及び模擬授業の評定」の不開示部分並びに「6 一定の基準に達しない場合について」の1行目から4行目まで（3行目の4文字目から4行目の7文字目までの部分を除く。）の不開示部分は、開示すべきである。

(3) 実技評価表

ア 本件対象文書のうち実技評価表（以下「本件対象文書C」という。）は、第2次選考試験の試験項目である教科等実技試験の評価結果を記載するため、実施機関が作成した書式である。

本件対象文書Cは、「受験番号」、「氏名」、「得点」、「評価の観点」、「配点」、「評価」、「採点上の注意」等に係る情報で構成されている。

イ 実施機関は、これらの情報のうち「得点」、「配点」、「評価」及び「採点上の注意」に係る情報を不開示とし、その理由は、上記第4の3(2)のとおり説明している。

ウ 当審査会において、本件対象文書Cを見分したところ、「得点」に係る不開示部分には評価の対象となる実技の総得点、「配点」に係る不開示部分には「評価の観点」に対応した点数が、「採点上の注意」に係る不開示部分には実技に対する評価の方法が記載され、「評価」に係る不開示部分は「配点」に対応した評価を記載するための欄が設けられていた。

当該不開示部分のうち、「配点」に係る不開示部分では、評価の観点ごとに配分された点数によって実技ごとの重み付けが行われており、「採点上の注意」に係る不開示部分では、「評価の観点」に対応した実技の評価基準に関する情報が示されている。これらを公にすると、受験者が特定の実技や教科に絞った受験対応を行うことが可能となり、そうすると、競争試験ではなく選考によって教員を採用するという本件選考試験の趣旨を損なうことにつながるため、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあることは否定できない。

一方で、「得点」に係る不開示部分は、本件対象文書Bの第2次選考基

準1の「3 配点」に係る不開示部分を開示することにより、その内容は明らかになる。また、「評価」に係る不開示部分は、実技試験の評価者が受験者の実技内容を評価した際の評価内容を記載するための欄にすぎない。

そうすると、これらを公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない

したがって、本件対象文書Cのうち、「配点」及び「採点上の注意」に係る不開示部分は、条例第10条第6号に該当し不開示とすることが妥当であるが、「得点」及び「評価」に係る不開示部分は、開示すべきである。

(4) グループワーク評定票

ア 本件対象文書のうちグループワーク評定票（以下「本件対象文書D」という。）は、第1次選考試験の試験項目であるグループワークの評定結果を記載するため、実施機関が作成した書式である。

本件対象文書Dは、「グループ」、「記号」、「受験番号」、「評定項目」、「総合評定」、具体的評価を記入する欄等の情報で構成されている。

イ 実施機関は、これらの情報のうち「総合評定」及び具体的評価を記入する欄に係る情報を不開示とし、その理由は、上記第4の4(2)のとおり説明している。

ウ 当審査会において、本件対象文書Dを見分したところ、「総合評定」に係る不開示部分には、総合評定に当たっての留意事項と評定結果を示す情報が記載されていた。また、具体的評価を記入する欄に係る不開示部分には、グループワークの評定者が評定項目及び総合評定に対応した評定結果を記載するための欄が設けられていた。

「総合評定」に係る不開示部分のうち、そこに記載されている総合評定に当たっての留意事項は、評定者が評定結果を記載するときの留意事項であって、具体的な評価の方法とまではいえない。また、評定結果を示す情報については、上記(1)オで開示すべきと判断した本件対象文書Aの「4 個人面接、集団面接及びグループワークの評定」に係る不開示部分を開示することにより、その内容は明らかになる。そして、具体的

評価を記入する欄に係る不開示部分は、上記のとおり評定項目及び総合評定に対応した評定結果を記載するための欄にすぎない。

そうすると、これらを公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、本件対象文書Dに係る不開示部分は、開示すべきである。

(5) 面接試験（集団面接）評定票

ア 本件対象文書のうち面接試験（集団面接）評定票（以下「本件対象文書E」という。）は、第1次選考試験の試験項目である集団面接の評定結果を記載するため、実施機関が作成した書式である。

本件対象文書Eは、「座席番号」、「受験番号」、「氏名」、「評定項目」、「評定」、「特記事項」、「人物総評」、「総合評定」等に係る情報で構成されている。

イ 実施機関は、これらの情報のうち「評定」及び「特記事項」に係る情報を不開示とし、その理由は、上記第4の5(2)から(3)までのとおり説明している。

ウ 当審査会において、本件対象文書Eを見分したところ、「評定」に係る不開示部分には、集団面接の評定区分に関する情報が、「特記事項」に係る不開示部分には、評定に当たっての総括的な観点に関する情報が記載されるとともに、「評定」及び「特記事項」に対応した評定結果を記載するための欄が設けられていた。

確かに、「評定」に係る不開示部分の、集団面接の評定区分に関する情報は、評価の方法に係る情報ではあるものの、面接のような試験項目であれば想定される範囲内の内容であり、また、どの程度の応答内容であれば、いずれの区分と評価されるのかといった基準や評定項目ごとの重み付けは明らかになっていない。

次に、「特記事項」に係る不開示部分の、評定に当たっての総括的な観点に関する情報については、面接のような試験項目においては一般的なものと認められる。

そして、「評定」及び「特記事項」に対応した評定結果を記載するため

の欄は、単なる記載欄にすぎない。

そうすると、これらを公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、本件対象文書Eに係る不開示部分は、開示すべきである。

(6) 面接試験（個人面接）評定票

ア 本件対象文書のうち面接試験（個人面接）評定票（以下「本件対象文書F」という。）は、第2次選考試験における個人面接A及び個人面接B、現職教員を対象とした特別選考試験における個人面接I及び個人面接II並びに社会人、スポーツ実績のある者及びグローバル人材を対象とした特別選考試験における個人面接において受験者を評価するため、実施機関が作成した書式である。

A面接の評定票（以下「A面接評定票」という。）は、「校種」、「教科（科目）」、「受験番号」、「氏名」、「性別」、「評定者印」、「評定項目」、「着眼点」、「特記事項」、「総合評定」、「人物総評」等で構成されている。B面接の評定票（以下「B面接評定票」という。）は、「特記事項」を除き、A面接と同様の項目のほか、「聴取事項」を加えた内容で構成されている。C面接の評定票（以下「C面接評定票」という。）は、A面接評定票と同様の項目のほか、「評定」及び「職務経験の内容」を加えた内容で構成されている。D面接の評定票（以下「D面接評定票」という。）は、A面接評定票と同様の項目のほか、「評定」及び「聴取事項」を加えた内容で構成されている。

イ 実施機関は、これらの情報のうち、A面接評定票については、「着眼点」及び「特記事項」、B面接評定票については、「着眼点」及び「聴取事項」、C面接評定票については、「着眼点」、「評定」及び「特記事項」、D面接評定票については、「着眼点」、「評定」、「聴取事項」及び「特記事項」に係る情報を不開示とし、その理由は、上記第4の6(2)から(4)までのとおり説明している。

ウ 当審査会において、本件対象文書Fを見分したところ、「着眼点」に係る不開示部分には、評定項目の評価の観点に対応した評定区分とその評

価方法に関する情報が、「聴取事項」に係る不開示部分には、受験者から聴取する項目とその内容が、「特記事項」に係る不開示部分には、評定に当たっての総括的な観点に関する情報が、「評定」に係る不開示部分には、評定項目に対応した評定区分に関する情報が記載されるとともに、それぞれの評定結果や聴取結果を記載するための欄が設けられていた。

「聴取事項」に係る不開示部分には、受験者から聴取する項目とその内容が記載されており、その内容としては、面接試験において通常想定され得るものも含まれてはいるものの、これらの情報を事前に入手できる場合、受験者は、質問されるという前提で、あらかじめ準備して面接試験に臨むことが可能となる。

そうすると、限られた時間の中で、受験者の資質等を多面的に評価するという面接試験の趣旨が損なわれると考えられるため、「聴取事項」に係る不開示部分を公にすると、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

次に、「着眼点」及び「評定」に係る不開示部分は、確かに、評価の方法に係る情報ではあるものの、面接のような試験項目であれば想定される範囲内の内容であり、また、どの程度の応答内容であれば、いずれの区分と評価されるのかといった基準や評定項目ごとの重み付けは明らかになっていない。そして、これらに対応した評定結果を記載するための欄は、単なる記載欄にすぎない。

次に、「特記事項」に係る不開示部分のうち、評定に当たっての総括的な観点に関する情報については、面接のような試験項目においては一般的なものと認められ、「特記事項」に対応した評定結果を記載するための欄は、単なる記載欄にすぎない。

そうすると、「着眼点」、「評定」及び「特記事項」に係る不開示部分を公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、本件対象文書Fのうち、「聴取事項」に係る不開示部分は、

条例第10条第6号に該当し不開示とすることが妥当であるが、「着眼点」、「評定」及び「特記事項」に係る不開示部分は、開示すべきである。

(7) 模擬授業試験評定票

ア 本件対象文書のうち模擬授業試験評定票（以下「本件対象文書G」という。）は、第2次選考試験、現職教員を対象とした特別選考試験及びグローバル人材を対象とした特別選考試験における模擬授業の評定結果を記載するため、実施機関が作成した書式である。

本件対象文書Gは、「受験番号」、「評定者印」、「校種等」、「教科(科目)」、「氏名」、「男・女」、「評定項目」、「着眼点」、「総合評定」、「総評」等で構成されている。

イ 実施機関は、これらの情報のうち「着眼点」及び「総評」の一部に係る情報を不開示とし、その理由は、上記第4の7(2)から(3)までのとおり説明している。

ウ 当審査会において、本件対象文書Gを見分したところ、「着眼点」に係る不開示部分には、評定項目の評価の観点に対応した評定区分に関する情報が記載されるとともに、評定結果を記載するための欄が設けられていた。また、「総評」に係る不開示部分には、評定に当たっての総括的な観点に関する情報が記載されていた。

「着眼点」に係る不開示部分は、確かに、評価の方法に係る情報ではあるものの、上記(6)ウの判断と同様に、面接のような試験項目であれば想定される範囲内の内容であり、また、どの程度の応答内容であれば、いずれの区分と評価されるのかといった基準や評定項目ごとの重み付けは明らかになっていない。そして、評定結果を記載するための欄は、単なる記載欄にすぎない。

次に、「特記事項」に係る不開示部分は、面接のような試験項目においては一般的な記載内容と認められる。

そうすると、これらを公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、本件対象文書Gに係る不開示部分は、開示すべきである。

(8) グループワーク実施要領，面接試験（集団面接）実施要領，模擬授業試験実施要領及び面接試験（個人面接）実施要領

ア 本件対象文書のうち，グループワーク実施要領は，第1次選考試験の試験項目であるグループワークを実施するために，面接試験（集団面接）実施要領は，第1次選考試験の試験項目である面接試験（集団面接）を実施するために，模擬授業試験実施要領は，第2次選考試験，現職教員を対象とした特別選考試験及びグローバル人材を対象とした特別選考試験の試験項目である模擬授業試験を実施するために，面接試験（個人面接）実施要領は，第1次選考試験，第2次選考試験，現職教員を対象とする特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考試験の試験項目である面接試験（個人面接）を実施するために，実施機関が作成した文書であり，各実施要領は次のような情報で構成されている。

(ア) グループワーク実施要領（以下「本件対象文書H」という。）

「実施方法」，「実施手順」，「評定について」等

(イ) 面接試験（集団面接）実施要領（以下「本件対象文書I」という。）

「実施方法」，「評定及び判定」，「質問例」等

(ウ) 模擬授業試験実施要領（以下「本件対象文書J」という。）

「方法」，「評価及び評定」，「模擬授業委員の対応」等

(エ) 面接試験（個人面接）実施要領（以下「本件対象文書K」という。）

「実施方法」，「評定及び判定」，「質問事例」等

イ 実施機関は，本件対象文書H，本件対象文書I，本件対象文書J及び本件対象文書K（本件対象文書Hから本件対象文書Kまでを総称して以下「本件実施要領」という。）を全て不開示とし，その理由は，上記第4の8(2)，9(2)，10(2)及び11(2)のとおり説明している。

ウ 当審査会において，本件実施要領を見分したところ，確かに，本件実施要領には，各々の試験を実施する上で，試験委員が行う具体的な評価方法や試験の進め方等が記載されており，こうした情報が逐一開示されることになると，受験者の資質や教員としての適性を正確に把握することが困難となり，実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ

があることは否定できない。

一方で、本件実施要領には、次のような情報も含まれている。

- (ア) 本件対象文書D，本件対象文書E，本件対象文書F及び本件対象文書Gとして部分開示されている各評定票
- (イ) 本件対象文書D，本件対象文書E，本件対象文書F及び本件対象文書Gの中で開示されている評定項目，評価の観点等
- (ウ) 本件対象文書Bで開示されている評定者の職種及び人数
- (エ) 受験者向けの実施要領で公表されている試験実施日，試験会場等

このように、本件実施要領には、他の本件対象文書や受験者向けの実施要領において既に公になっている情報が含まれている。

実施機関に対し、この点について確認したところ、実施機関からは、本件実施要領に記載されている内容については、全ての部分に試験内容を示す要素が含まれており、これらは一体のものと考えている旨の回答があった。

条例第11条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない」としている。

この規定は、行政文書は「原則開示」との広島県の情報公開制度の趣旨から、開示請求のあった行政文書の一部に不開示情報に該当する情報が記録されている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該不開示情報に該当する部分以外の部分について行政文書の開示をすることを定めたものである。このため、条例第10条の「不開示情報」に該当する行政文書であっても、条例第11条の「部分開示」のできる要件を満たす場合には、その部分を開示する必要がある。

そうすると、上記(ア)から(エ)までの情報は、既に公になっている情報であり、また、本件実施要領に記載されている各試験の実施目的や項目見出しの情報については、具体的な評価の方法に係る情報といえないこ

とから、これらを公にしたとしても、実施機関の公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれ及び採用事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

また、これらの情報と上記の不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できないということはできない。

したがって、本件実施要領に係る不開示部分のうち別表の「開示が妥当であると判断する部分」に記載している部分については開示すべきである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

対象文書	ページ等	開示が妥当であると判断する部分
第1次選考試験選考基準 (令和2年度(令和元年度実施)広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験<<第1次選考試験合格者選考基準>>)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「3 配点」の全て ・ 「4 個人面接, 集団面接及びグループワークの評定」の全て ・ 「6 一定の基準に達しない場合について」の1行目から2行目まで
第2次選考試験選考基準 (令和2年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験<<第2次選考試験採用候補者名簿登載者選考基準>>)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「3 配点」の全て
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「4 面接試験及び模擬授業の評定」の全て ・ 「6 一定の基準に達しない場合について」の1行目から4行目まで(ただし, 3行目の4文字目から4行目の7文字目までの部分を除く。)
実技評価表	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「得点」の全て(英語科実技に係る実技評価表については「TOTAL」の全て) ・ 「評価」の全て
グループワーク評定票	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て
面接試験(集団面接)評定票	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て
面接試験(個人面接)評定票	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「着眼点」の全て ・ 「評定」の全て ・ 「特記事項」の全て
模擬授業試験評定票	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て
グループワーク実施要領	表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て
	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から7行目まで
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から18行目まで

対象文書	ページ等	開示が妥当であると判断する部分
		・ 29行目
	12	・ 32行目
	14	・ 1行目から3行目まで
	15～20	・ 試験会場図中の学校名
	21	・ グループワーク評定票の全て
面接試験（集団面接）実施要領	表紙	・ 全て
	1	・ 1行目から7行目まで
	2	・ 1行目 ・ 12行目
	3	・ 1行目から2行目まで ・ 3行目からの表のうち1列目の全て及び2列目の1行目
	4	・ 1行目 ・ 11行目 ・ 下から3行目
	9～10	・ 面接試験（集団面接）評定票の全て
	11	・ 1行目から3行目まで
	12～13	・ 1行目から4行目まで
	16～17	・ 試験会場図中の学校名
模擬授業試験実施要領 （第2次選考試験に係る 実施要領）	表紙	・ 全て
	1	・ 1行目から18行目まで ・ 31行目
	2	・ 1行目の1文字目から10文字目 ・ 14行目 ・ 31行目
	3～5	・ 模擬授業試験評定票の全て
	6～8	・ 試験会場図中の学校名

対象文書	ページ等	開示が妥当であると判断する部分
模擬授業試験実施要領 (現職教員等を対象とした特別選考に係る実施要領)	表紙	・ 全て
	1	・ 1行目から19行目まで ・ 27行目
	2	・ 1行目の1文字目から10文字目まで ・ 13行目 ・ 30行目
	3～5	・ 模擬授業試験評定票の全て
	6	・ 試験会場図中の学校名
面接試験(個人面接)実施要領(社会人等を対象とした特別選考に係る実施要領)	表紙	・ 全て
	1	・ 1行目から10行目まで ・ 11行目の1文字目から6文字目まで ・ 12行目の1文字目から6文字目まで ・ 13行目から14行目まで ・ 27行目
	3	・ 1行目の1文字目から7文字目まで ・ 下から25行目 ・ 下から7行目
	6	・ 1行目
	9	・ 1行目から2行目まで
	10～11	・ 面接試験(個人面接)評定票の全て
	12	・ 1行目から3行目まで
	13	・ 1行目から4行目まで
	14～15	・ 試験会場図中の学校名
	面接試験(個人面接)実施要領(第2次選考試験に係る実施要領)	表紙
1		・ 1行目から8行目まで ・ 9行目の1文字目から12文字目まで ・ 10行目から13行目まで ・ 38行目から47行目まで

対象文書	ページ等	開示が妥当であると判断する部分
	2	・ 1行目から6行目まで
	3	・ 9行目
	6	・ 1行目
	14	・ 13行目
	15～20	・ 面接試験（個人面接）評定票の全て
	21～22	・ 面接試験（個人面接）評定票のうち「聴取事項」の部分以外の部分
	23	・ 試験会場図中の学校名
面接試験（個人面接）実施要領（現職教員を対象とした特別選考に係る実施要領）	表紙	・ 全て
	1	・ 1行目から5行目まで ・ 6行目の1文字目から6文字目まで ・ 7行目の1文字目から6文字目まで ・ 8行目 ・ 9行目の1文字目から6文字目まで ・ 10行目の1文字目から6文字目まで ・ 11行目から12行目まで ・ 29行目から41行目まで
	3	・ 4行目
	5	・ 1行目
	11	・ 1行目
	12～13	・ 面接試験（個人面接）評定票のうち「聴取事項」の部分以外の部分
	14～15	・ 面接試験（個人面接）評定票の全て
	16	・ 試験会場図中の学校名
面接試験（個人面接）実施要領（グローバル人材を対象とした特別選考）	表紙	・ 全て
	1	・ 1行目から6行目まで ・ 7行目の1文字目から6文字目まで ・ 8行目の1文字目から6文字目まで

対象文書	ページ等	開示が妥当であると判断する部分
【教職経験者（英語）】 に係る実施要領)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 9行目 ・ 10行目の1文字目から6文字目まで ・ 11行目の1文字目から6文字目まで ・ 12行目から13行目まで
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から26行目まで
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40行目
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目 ・ 26行目
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20行目
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16行目
	10～13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接試験（個人面接）評定票のうち「聴取事項」の部分以外の部分
	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験会場図中の学校名

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年11月26日	・ 諮問を受けた。
令和 3 年 6 月24日 (令和 3 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 7 月21日 (令和 3 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 8 月20日 (令和 3 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 9 月24日 (令和 3 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年10月21日 (令和 3 年度第 7 回第 2 部会)	・ 実施機関から意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年11月25日 (令和 3 年度第 8 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年12月23日 (令和 3 年度第 9 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年 1 月27日 (令和 3 年度第10回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授